

## 関東ブロック都県指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援の概略

関東甲信越静の都県・政令指定都市社会福祉協議会は、阪神・淡路大震災からの学びとして大規模災害が発生した際には相互に支援を行うという協定を1997年に結びました。

被災地社協だけでは十分に災害対応を行えない場合、当該都県・政令指定都市社会福祉協議会は関東ブロック幹事社協、全社協と連絡をとり、県外の社協に職員派遣を求める協力を得ます。

被災者の救援・復旧・復興を目的とした相互支援は、現地の困難の軽減・解決という成果を生むとともに、支援する側に災害対応の経験をもたらします。

相互支援は次頁の協定を根拠とし、災害ボランティアセンターの円滑な運営を目的としたボランティアコーディネーターの確保のため細目を定めています。

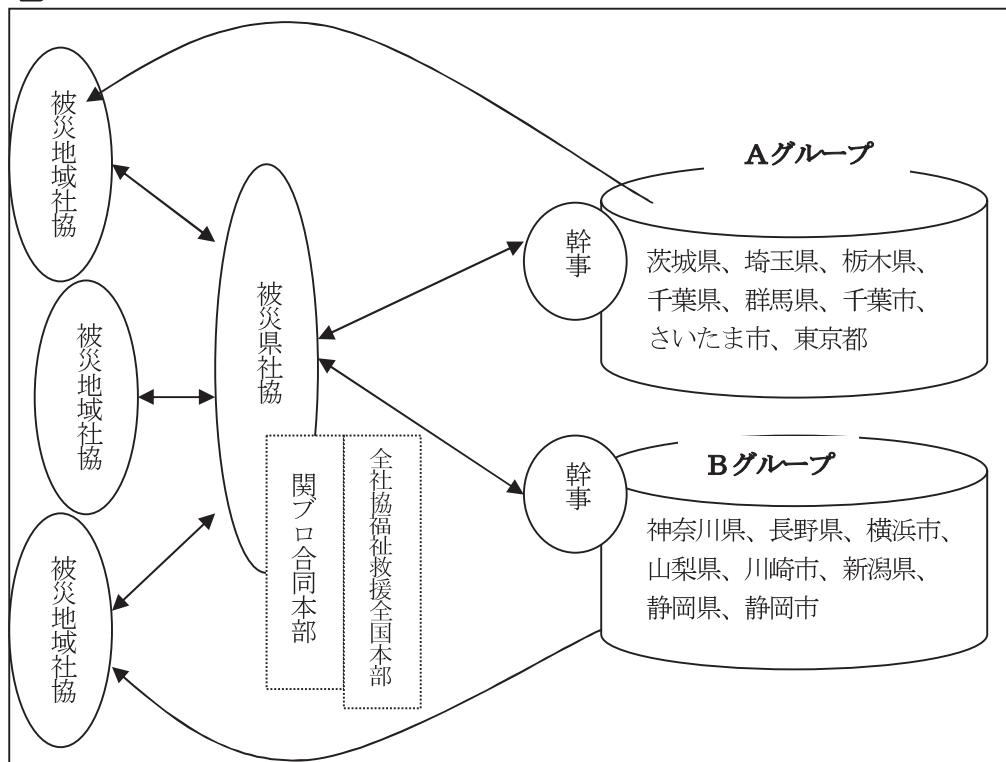
### 相互支援の内容 \*協定第6条

- (1) 社協職員の派遣
- (2) ボランティアの派遣
- (3) 福祉施設等職員の派遣調整
- (4) 救援活動に必要な物品、資材及び機材の提供及び斡旋

### グループの設置

確実な災害対応のため、関東ブロック都県・政令指定都市社会福祉協議会はA・Bグループに分かれています。各グループに置かれる幹事社協は一年毎に交代します。

### 関係図



## 関東ブロック都県指定都市社協

### 災害時の相互支援に関する協定

平成9年4月24日

関東ブロック都県指定都市  
社会福祉協議会会長会議決定

(目的)

第1条 この協定は、関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会（以下「都県市社協」という。）の管内で、地震等による災害で住民生活に甚大な被害が発生した場合、都県市社協の相互支援の精神に基づき、社協活動の専門性を發揮した救援活動を行うため必須事項を定めることを目的とする。

(災害の種類及び規模)

第2条 この協定が想定する災害の種類及び規模は、原則として広域にわたる大規模地震、又は、大地震に伴う噴火、津波等で、被災市町村が広範囲に及び多数の人的、物的被害を受け、住民生活に甚大の支障が生じ、都県市社協の救援を必要とする場合とする。

(幹事社協の設置)

第3条 この規定に基づく日常的な取り組み及び災害時の組織的な救援活動の準備を行うために、都県市社協に幹事社協を設置する。

2 幹事社協は、2社協とし、任期は1年とする。

3 幹事社協は、都県市社協事務局会議において選出する。

4 幹事社協の役割は、次のとおりである。

- (1)支援のための日常的な情報・資料の収集、提供に関すること
- (2)災害発生直後の被災状況の把握及び相互支援に関する連絡、協議に関すること

(3)関東ブロック都県市社協福祉救援合同本部（以下「関プロ合  
同本部」という。）の設置に関すること

(関プロ合同本部の設置)

第4条 この協定に基づく災害時の組織的な救援活動を円滑に実施するために、関プロ合同本部を被災地、又は隣接都県市社協に設置するものとする。

- 2 都県市社協は、関プロ合同本部から支援要請があった場合は、可能な範囲で支援するものとする。
- 3 関プロ合同本部は、都県市社協が派遣した職員で構成される。
- 4 関プロ合同本部の本部長は、都県市社協から派遣された代表者で構成された本部会議で選出する。
- 5 関プロ合同本部の役割は、次のとおりとする。

(1)被災地の都県市社協との連絡、協議に関すること

(2)被災情報の収集、提供に関すること

(3)救援計画の策定及び都県市社協に対する支援要請に関すること

(4)救援活動の終了時期の決定に関すること

- 6 関プロ合同本部は、必要あると認めた場合、全国社会福祉協議会と協議して、「全社協福祉救援全国本部（以下「全国本部」という。）」を設置する。

(連絡窓口)

第5条 都県市社協は、あらかじめ相互支援協定に連絡担当部課を定め、必要事項を幹事社協に提出する。

(支援の内容)

第6条 相互支援の内容は、次のとおりとする。

(1)社協職員の派遣

社協職員は、社協活動の専門性が發揮できる、次の業務に従事する。

ア 要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供

イ 被災地支援のボランティアのコーディネーター

ウ 生活福祉資金特別貸付の実施

(2)ボランティアの派遣

救済活動をより効果的に行うために都県市社協管内のボランティアを組織的に派遣する。

(3)福祉施設等職員の派遣調整

被災福祉施設等に対し、都県・指定都市行政と協議及び連携した職員派遣の調整を行う。

(4)救援活動に必要な物品、資材及び機材の提供及び斡旋(経費の負担)

第7条 救援活動に要する経費は、救援した都県市社協の負担とする。

2 関プロ合同本部の運営に要する経費は、都県市社協が共同して分担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及び実施細目は、都県市社協が共同して分担するものとする。

第9条 この協定は、平成9年4月24日から適用する。

静岡県社会福祉協議会 会長 江崎 千萬人

横浜市社会福祉協議会 会長 飯泉 安一

川崎市社会福祉協議会 会長 壁 義彰

千葉市社会福祉協議会 会長 清水 光任

茨城県社会福祉協議会 会長 関 正夫

栃木県社会福祉協議会 会長 七原 義一

群馬県社会福祉協議会 会長 青木 秋夫

埼玉県社会福祉協議会 会長 土屋 義彦

千葉県社会福祉協議会 会長 鈴木 民三

東京都社会福祉協議会 会長 金平 輝子

神奈川県社会福祉協議会 会長 有馬 嗣郎

新潟県社会福祉協議会 会長 渡辺 藤十郎

山梨県社会福祉協議会 会長 岡島 哲之助

長野県社会福祉協議会 会長 湯本 安正

### 実施細目

平成9年4月24日

関東ブロック都県指定都市  
社会福祉協議会会長会議決定

(目的)

第1条 この実施細目は、「関東ブロック都県指定都市社協災害時の相互支援に関する協定（以下「協定」という。）」第8条に基づき、協定の実施に必要な細目を定めるものとする。

(幹事社協の選任方法)

第2条 協定第3条第3項に定める幹事社協の選任は、別紙1「幹事社協年次一覧表」により選任するものとする。

(連絡の窓口等)

第3条 都県市社協は、協定第5条に定める連絡の窓口を別紙2により毎年4月15日末までに幹事社協へ提出するものとする。

2 幹事社協は、毎年4月末までに協定第5条の定める都県市社協の連絡の窓口を別紙3にまとめ、都県市社協に送付するものとする。

(支援の内容)

第4条 この協定第4条、第6条に定める支援の社協職員、ボランティアの派遣の際には、支援都県市社協を表示する腕章、名札等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 支援職員等は、災害の状況に応じ、必要な機材等を携行するものとする。

(経費の負担等)

第5条 第6条に定める社協職員の派遣旅費や食糧は、救援活動で使用する物品、資材、機材等の費用は、救援した都県市社協が負担するものとする。

2 救援を受けた都県市社協は、派遣職員の宿所等を提供、斡旋するものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めない事項は、都県市社協事務局長会議が協議して定めるものとする。

付 則 この細目は、協定の発効する日から適用する。

#### 災害時におけるボランティアコーディネーターの派遣に関する実施細目

平成16年7月9日  
関東ブロック都県指定都市社会福祉協議会  
常務理事・事務局長会議決定

関東ブロック都県・指定都市社会福祉協議会のボランティアセンター等（以下、「関プロボランティアセンター」という。）は、「関東ブロック都県指定都市社協災害時の相互支援に関する協定（平成9年4月24日関東ブロック都県・指定都市社会福祉協議会会長会議決定）」第6条（1）イの規定に基づき、相互の密接な協力関係が必要との立場に立ち、その圏内で発生した災害時の被災地支援のため、被災した現地災害ボランティアセンターに対し、ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という）を派遣する細目について以下のとおり定めるものとする。

（活動拠点）

第1条 被災した現地ボランティアセンターは、発災後1週間を目途とし、災害ボランティアセンターを立ち上げるよう努める。

第2条 災害ボランティアセンターの立ち上げ時、及び立ち上げ後にいて、要請に応じて関プロボランティアセンターはコーディネーターを派遣し支援・協力する。

第3条 災害ボランティアセンターの即時立ち上げが不可能な場合は、他の関プロボランティアセンター間で調整をし、臨時の拠点を立ち上げることができる。その調整にあたっては、関東ブロック都県・指定都

市社協災害時の相互支援に関する協定（以下、「協定」という。）に基づいて行うものとする。

（要 請）

第4条 災害ボランティアセンターは、活動拠点が機能する段階で、日時・場所・期間・人数等協力内容を明示して、協定第3条の規定に基づき設置された関プロ幹事社協（以下「幹事社協」という。）へ、コーディネーターの派遣を要請する。

第5条 要請を受けた幹事社協は、必要に応じたコーディネーターを派遣するため、直ちに関プロボランティアセンター相互間において連絡・調整する。

第6条 コーディネーターの派遣要請期間が1週間を超える場合は、交代でその任に当たることを原則とする。但し、その調整に当たっては、災害ボランティアセンター及び幹事社協、または、協定第4条に基づき設置された関プロ合同本部と協議の上行うものとする。

（役 務）

第7条 コーディネーターは、災害ボランティアセンターの責任者の指示のもと、主に以下の役割を担う。

- (1)災害ボランティアセンターで関連情報の収集・発信
- (2)市町村ボランティアセンター及びその他の活動拠点等との連絡調整及びボランティアの需給調整
- (3)必要に応じた救援物資の受け入れ拠点の立ち上げ
- (4)状況に応じた現地災害対策本部及び各関係機関・団体との連携並びに救援・支援活動

第8条 災害ボランティアセンターの責任者は、派遣されたコーディネーターと常時協議し、状況に応じた対応を講じ、その内容を関プロボランティアセンターに定期的に報告するものとする。

（経費等）

第9条 災害ボランティアセンターは、派遣されたコーディネーターに対する食事の確保及び宿泊場所の提供に努めるものとする。

第10条 コーディネーターを派遣するボランティアセンターは、旅費等の経費を負担する。

（補 償）

第11条 派遣されたコーディネーターが業務中事故等に遭った場合は、労災とする。

（協 議）

第12条 災害ボランティアセンターは、関プロボランティアセンター以外の道府県・政令指定都市社協ボランティアセンター等からの支援を必要とした時、全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センターと連絡調整の上、道府県・指定都市の各ボランティアセンター等にコーディネーターの派遣を依頼することができる。

2 関プロボランティアセンター管轄の市区町村ボランティアセンターのコーディネーター派遣依頼については、各市区町村ボランティアセンターと協議の上、本細目を準用することができる。なお、必要に応じ各関プロボランティアセンターと市区町村ボランティアセンターは、協定を結ぶ努力をするものとする。

（有効期間）

第13条 この細目は、必要に応じて見直すこととする。

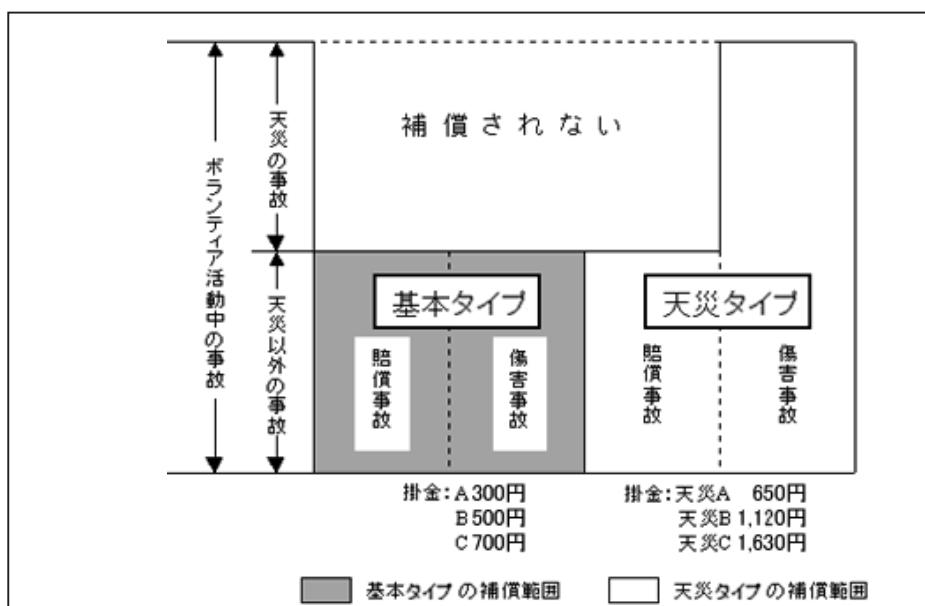
## 大規模災害時のボランティア活動保険

### 保険の種類

社会福祉協議会の多くが利用する全国社会福祉協議会のボランティア活動保険は、「基本タイプ」の加入と「天災タイプ」の加入との2種があります。

「基本タイプ」は、ボランティア活動中の傷害事故と賠償事故を補償するもので、台風・水害による被害には対応できますが、天災（地震・噴火・津波）による事故は補償されません。「天災タイプ」は、基本タイプの補償範囲だけでなく、天災（地震・噴火・津波）によるボランティア自身の傷害事故も補償するものです。対象となる範囲が異なるとともに掛け金も異なります。

「基本タイプ」と「天災タイプ」の補償範囲はつぎのとおりです。



### 加入の承認

大規模災害時のボランティア活動保険の加入（特例）は次頁の「**大規模災害マニュアル**」をもって対応されます。

大規模災害時のボランティア活動保険の加入（特例）の承認は、①被災地県社協からの要請によって被災地の社会福祉協議会での加入を全社協が承認する、②全社協が被災地の状況から緊急的・広域的な対応が必要であると判断し契約保険会社に要請することによってボランティア自身が所属または居住する最寄の社会福祉協議会で加入申し込みする、ふたつの方法があります。②は2004年10月に追加されたもので、これによって、被災地への往路からボランティア活動保険が適用されることになりました。

承認については取扱代理店である株式会社福寿（TEL 03-3581-4667, FAX 03-3581-4763）のホームページ (<http://www.fukushihoken.co.jp/>) に掲載されます。

### 補償の開始

承認日以降、所定の加入申込書記載の加入手続き完了日時から保険期間終了時までです。

## 大規模災害時のボランティア活動保険加入について

### (大規模災害マニュアル)

#### 1. 大規模災害とは

台風・地震・噴火・津波などの災害により被害が広く、大きく発生したため、災害対応などのボランティア活動に緊急性がある事態を言います。

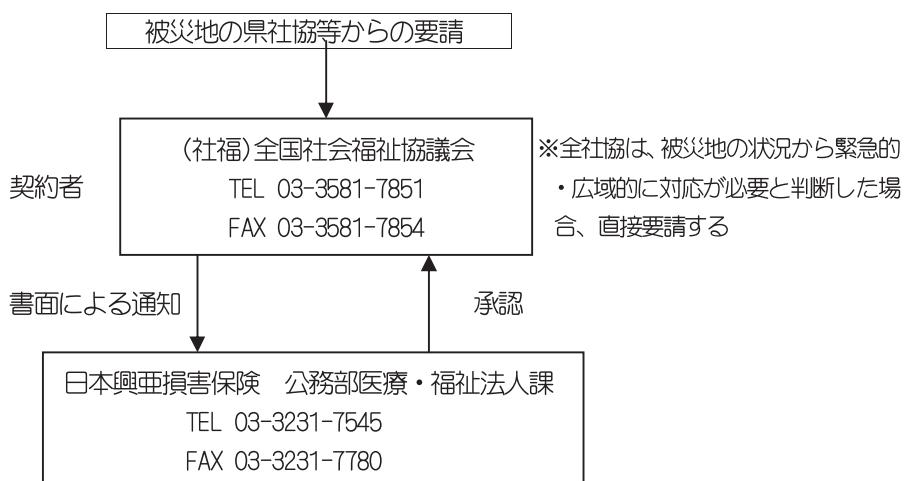
#### 2. 大規模災害時ボランティアの承認の流れ

ボランティア活動保険の特約では、

災害対応等活動内容に緊急性があると保険契約者が認めて書面によりその旨を当会社に通知し、当会社がこれを承認した活動を行う被保険者については、当会社の当該被保険者に対する保険責任期間は、所定の加入申込書記載の加入手続き完了日時から保険期間終了時までとします。

と定めています。

【災害時ボランティア承認フロー図】



#### 3. 通常の加入方法との違い

##### (1) 補償開始

通常であれば、加入申込手続の完了した日の翌日午前0時から保険開始となります。災害時ボランティアの場合には、即時の保険開始となります。また、通常のボランティア活動についても、加入年度末まで補償されることとなります。

##### (2) 加入申込

- ①通常であれば、ボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会にて加入申込を行いますが、災害時ボランティアの場合には、被災地の社会福祉協議会での加入申込も可とします。
- ②全社協より通知する特例による災害支援活動については、ボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会にて加入申込ができることとなります。

#### 4. 大規模災害時の事務処理要領

- (1) 災害ボランティア活動に対するボランティア活動保険の取扱いは、加入申込手続完了直後から補償開始するものとします。加入報告等の右上（日付のすぐ下）に「大規模災害」と追記し、通常の加入分と区別して作成してください。  
加入（希望）者には社協または行政から「パンフレット」を配布するよう手配して下さい。  
また、次頁「ボランティア活動保険に関する留意点」を社協に配布し、確認事項を徹底してください。
- (2) 社会福祉協議会の災害ボランティア受け入れ体制を確認して下さい。  
行政が災害対策本部等を設置し、社会福祉協議会が協力してボランティアを受け入れる場合もありますので、行政と連携をとってご対応ください。

#### 5. 事故時の対応について

- (1) 災害ボランティア活動中の保険事故発生の際は、事故報告書と加入時の加入申込書のコピーを取り付け、迅速な事故処理をお願いします。  
また、大規模災害時における事故支払いについて集計を行いますので、日本興亜損害保険公務部医療・福祉法人課宛に事故報告書をFAXして下さい(FAX 03-3231-7780)。
- (2) 全社協より通知する特例による「災害支援活動」に参加するため、所属または居住する最寄りの社会福祉協議会（全社協のボランティア活動保険を取扱っている）で加入した方が、被災地で事故等にあった場合の「事故確認書」の作成については、加入地の社協は、被災地社協にご確認いただぐ等連携をとて対応いただきますようお願い申し上げます。

#### 6. 大規模災害マニュアルについての問い合わせ先

- 株式会社 福祉保険サービス  
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 総務部  
TEL 03-3581-7851 FAX 03-3581-7854

#### ボランティア活動保険に関する留意点

- ①通常の「ボランティア活動保険加入申込書」または「ボランティア活動保険加入申込書（災害時用）」にて加入申込受付を行ってください。（必要事項をもれなく記入して下さい。）
- ②本保険は、ボランティア活動中の偶然な賠償事故および急激・偶然・外来の傷害事故を補償する保険であり、本保険の内容についてパンフレット等により加入希望者にご周知下さい。
  - ・ボランティア自身の疾病（脳疾患・心臓疾患を含む）は補償の対象となりません。
  - ・職業または職務に従事している間の傷害事故については補償の対象となりません。
- ③本保険は、任意加入であり加入希望者に加入の意思を確認の上、加入手続を行って下さい。
- ④本保険に加入するボランティアには、ボランティア活動保険のパンフレットをお渡し下さい。
- ⑤災害時ボランティア活動の加入を受け付けた場合についても、「加入報告票」を作成の上、翌月5日締切にて日本興亜損害保険営業担当課支社にご提出下さい。その際、加入報告票の右上（日付のすぐ下）に「大規模災害」と追記し、通常の加入分と区別して作成して下さい。
- ⑥加入手続完了後、事故が起こった場合は、「加入申込書」のコピーを添付し、日本興亜損害保険の営業担当課支社に事故報告して下さい。
- ⑦災害時ボランティアの加入報告については、インターネットによる加入報告はできませんのでお手数でも必ず所定の加入報告票（紙）を起票して下さい。

## 災害対応に関する資料

多くの機関・団体が様々な内容で作成しています。ここにご紹介するものはその一部です。必要に合わせてご参照ください。

新潟県災害救援ボランティア活動連絡会(2006.4)『災害時のボランティア活動のためのハンドブック～水害・震災の経験から』

全国社会福祉協議会(2006.3)『被災者中心の災害ボランティアセンターとするために—災害ボランティアセンターコーディネーター研修プログラム開発委員会報告書』

内閣府(2006.3)『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』

日本リハビリテーション工学協会(2006.2)『リハビリテーションエンジニアリング Vol21 No.1 特集/震災時の災害弱者支援』

東京都生活文化局都民生活部(2006.2)『東京都災害対策本部生活文化局ボランティア部 災害発生時対応マニュアル』

埼玉県社会福祉協議会(2005.11)『埼玉県市町村社会福祉協議会 災害ボランティアセンター立ち上げモデル・マニュアル』

日本障害者リハビリテーション協会(2005.7)『ノーマライゼーション障害者の福祉—特集/災害と障害者』

神奈川災害ボランティアネットワーク(2005.6)『災害救援ボランティアコーディネーターハンドブック』

神奈川県障害者自立生活支援センター編(2005.3)『障害者のための防災マニュアル』

広島市災害ボランティア活動連絡調整会議(2004.6)『広島市災害ボランティア本部運営マニュアル』

総務省消防庁(2004.3)『災害時のボランティア・コーディネーター支援システム検討報告書』

全国社会福祉協議会(2004.3)『協働で進める災害救援・ボランティア活動の手引き』

宮城県・宮城県社会福祉協議会・みやぎ災害救援ボランティアセンター(2004.3)『災害ボランティアセンター設置運営の手引き』

石川県県民ボランティアセンター(2000.1)『災害時におけるボランティア支援マニュアル』

岩手県社会福祉協議会『福祉救援ボランティア活動支援マニュアル』

高知県社会福祉協議会(1999.9)『災害ボランティア活動支援マニュアル』

高澤武司・加藤彰彦編(1998)『福祉における危機管理』有斐閣

Points of Light Foundation & Volunteer Center National Network 『Managing Spontaneous Volunteers in Times of Disaster – The Synergy of Structure and Good Intentions』

Points of Light Foundation & Volunteer Center National Network 『Preventing a Disaster , within the disaster : The Effective Use and Management of Unaffiliated Volunteers』

## ボランティアセンター災害対応プロジェクト委員

名和田 是彦 (法政大学教授) ◎委員長

能條 仁美 (平塚市社会福祉協議会)

平野 友康 (横須賀市社会福祉協議会)

三田 韶子 (城山町社会福祉協議会)

山口 誉之 (逗子市社会福祉協議会)

渡辺 誠二 (横浜北YMC A)

### [オブザーバー]

原 雄一 (神奈川県保健福祉部保健福祉総務課)

佐藤 桂 (横浜市社会福祉協議会)

荻野 るりか (川崎市社会福祉協議会)

### [事務局]

熊谷 豊壽 (かながわボランティアセンター)

山口 晴一 (かながわボランティアセンター)

西田 恵子 (かながわボランティアセンター)

菊地 隆雄 (神奈川県社協地域活動支援課)

## かながわの社協 災害ボランティアセンター指針

2006年3月

発行：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわボランティアセンター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター12階

TEL 045(312)1121(代) FAX045(312)6307

印刷：有限会社金港堂